

東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）素案の概要

◆ 修正の目的

- ・ 活動火山対策特別措置法に基づく火山防災協議会の検討成果や、島外避難時における対応の充実・強化を、災害対策基本法に基づく地域防災計画に反映させることで、都の防災対応力を向上

◆ 火山防災対策を取り巻く状況

○ 活動火山対策特別措置法の改正（平成27年7月改正、同年12月施行）

- ・ 平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害の教訓、火山災害の特殊性等を踏まえ改正

◀ 主な改正内容 ▶

- ・ 警戒避難体制の整備を推進すべき地域として火山災害警戒地域を国が指定
⇒都においては、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島の6火山が対象
- ・ 火山災害警戒地域に係る都道府県及び市町村による火山防災協議会の設置が義務化

- 都では、平成28年4月 火山防災協議会（火山ごとに計6協議会）を設置し、これまで警戒避難体制について協議

◆ 計画の主な修正内容

➤ 火山防災協議会における検討成果等を地域防災計画に位置付け

○ 法改正を踏まえた対応

- ・ 町村が避難所、避難経路等を定める際の基準の明記

○ 火山防災協議会の検討成果

- ・ 伊豆大島及び三宅島に加えて、新たに噴火警戒レベルを八丈島及び青ヶ島に導入

➤ 島外避難時における対応の充実・強化

- ・ 島外避難時における海上移送に必要な民間船舶の確保
- ・ 受入港から移送先までの要配慮者の移送手段の確保（福祉タクシーの利用等）、家族等の付き添いが困難な場合の都医療救護班の派遣
- ・ 東京都災害福祉広域支援ネットワーク等の協力による、福祉避難所における福祉専門職の確保